

「青森県・おいらせ町」連携融資制度

おいらせ町では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、信用保証料の補給を行います。

◆1. おいらせ町内で創業する方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（1）に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方、または、事業を開始して3年に満たない方で、次の①と②のいずれにも該当する方。
①町内に住所がある、または、主な事業所がある方。
②町税等の滞納がないこと。
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
◎補助内容 県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）
（予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。）

◆2. 空き店舗で開業する方

- ◎対象者 青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱2（2）に該当する方のうち、町内の商店街等の空き店舗において新たに事業を開始する方で、次の①～③のいずれにも該当する方。
①町内に住所がある、または、主な事業所がある方。
②町税等の滞納がないこと。
③地域商店街等活性化への取組として町の認定を受けた方。
（町内での移転は対象外となります。）
- ◎補助対象融資額 1,000万円以内
◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
◎補助内容 信用保証料の全額補助
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）
（予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。）

◆3. 事業活動に必要な資金を調達したい方

- ◎対象者 青森県事業活動応援資金特別保証融資制度要綱2（1）に該当する方のうち、町内に住所がある、または、主な事業所があり、1年以上同一事業を営んでいる方で、町税等の滞納がない方。
- ◎補助対象融資額 2,000万円以内
◎補助対象期間 10年以内（据え置き1年以内）
◎補助内容 信用保証料の2分の1の金額を補助（小数点以下切り捨て）
※一事業者及び同族事業者の同一年度内上限額を15万円とします。
（経営者保証を提供しない場合の信用保証料の上乗せ分は補助の対象外です。）
（予算の範囲内での補助ですので、年度途中で取扱いできなくなる場合があります。）

お申込みは、おいらせ町内の取扱金融機関へ

【お問い合わせ先】

○信用保証料補助に関すること…………… おいらせ町商工観光課 電話 0178-56-4703（直通）

○青森県特別保証融資制度に関すること…………… 青森県経済産業政策課 電話 017-734-9368（直通）

<連携融資制度に関するQ&A>

「1. おいらせ町内で創業する方」「2. 空き店舗で開業する方」について

Q1. 融資額が1000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額1500万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A2. 青森県「青森新時代」への架け橋資金を活用する場合、信用保証料の対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本社の登記（個人の場合は住所）がおいらせ町にあっても、町外の事業所に係る経費は対象になりません。

「3. 事業活動に必要な資金を調達したい方」について

Q3. 希望融資額が2000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A3. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額2000万円以内かつ融資期間10年（うち据置期間1年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額3000万円（融資期間10年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる2000万円の融資と補助対象外の1000万円の融資の2口に分けることで、当該2000万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q4. おいらせ町内に主な事業所がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について、信用保証料の補助を受けることはできますか？

A4. 青森県事業活動応援資金を活用する場合、本社の住所をおいらせ町内に置く、又は法人登記している場合、信用保証料の補助対象となります。

「1」「2」「3」の共通事項

Q5. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A5. 青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。
なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補給対象者であることを確認できる書類（町税納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）が必要となりますので、事前にお電話等でご確認ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工組合中央金庫、東日本信用漁業協同組合連合会